

建築確認の対象（建築物）

令和 8 年 4 月 1 日現在

適 用 区 域	建 築 分 類	建築確認申請を必要とする場合（法 6 条 1 項）			
		用 途 (法別表第 1 (イ)、施行令 115 の 3)	規 模 (法)	工 事 種 別	提 出 先
全 域	1 号	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	左記用途に供する部分の床面積の合計＞200 ㎡	新 築 増 築 改 築 移 転 大規模の修繕 大規模の模様替 特殊建築物への用途変更	1 行政庁 県、県土木事務所及び奈良市、橿原市及び生駒市の建築主事 2 指定確認検査機関
		病院、患者の収容施設がある診療所・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設等			
		学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場			
		百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・			
		公衆浴場・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗(10 ㎡を超えるもの)			
		倉庫			
全 域	2 号	自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオ・テレビスタジオ	階数≧2 又は延面積＞200 ㎡	同 上	
都市計画区域内又は知事の指定区域	3 号	1、2 号以外の建築物	規模に関係なし	新築・増築 改築・移転	